

継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警視庁総務部長 警察庁丁総発第217号、丁人発第163号
警視庁警務部長殿 平成31年3月28日
各道府県警察本部長 警察庁長官官房総務課長
(参考送付先) 警察庁長官官房人事課長
府内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

留置担当官任用教養実施要領の制定について(通達)

留置担当官に被留置者の人権に関する理解を深めさせるとともに、被留置者の処遇を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させるため、留置担当官任用教養実施要領を別紙のとおり制定したので、各都道府県にあっては、効果的な教養の推進を図られたい。

なお、留置担当官任用教養実施要領の制定の趣旨、運用上の留意事項等は、下記のとおりである。

記

1 制定の趣旨

留置担当官の職務は、被留置者の身体等に対する直接的な有形力の行使など、その性質上、被留置者的人権に対する配慮やその生命・身体の安全の確保が求められるものが多く、また、被留置者の処遇全般にわたるものであることから、その職務を十分に全うさせるためには、被留置者的人権に関する理解を深めさせるとともに、被留置者の処遇を適正かつ効果的に行うため必要な知識及び技能を習得・向上させることが必要である。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。)第16条第2項には、そのような観点から、留置担当官に対して必要な研修及び訓練を行うよう規定されているところである。

よって、効果的かつ全国的に一斉な留置担当官任用教養(以下「任用教養」という。)を推進するため、この実施要領を制定したものである。

2 運用上の留意事項

(1) 教養形式

教養の形式は、警察本部の留置管理業務を主管する所属の長、留置管理官又は留置管理室長(以下「教養責任者」という。)が主宰する学校教養又は職場教養とするが、本教養の重要性にかんがみ、可能な限り学校教養により行うことが望ましい。

なお、職場教養により行う場合は、警察本部の施設や警察学校等で一斉に行う集合教養、地域別に拠点署等で行うブロック教養によること。

(2) 教養内容

教養の内容は、留置担当官任用教養実施要領で定める「留置担当官任用教養教授細目基準(以下「教養基準」という。)」によることとするが、各都道府県警察における留置管理業務の現状及び問題点を加味し、講義のみでなく効果的な実習・ゼミ等を取り入れること。

(3) 教養実施時期

諸般の事情により任用前に任用教養を受講することなく新たに留置担当官に任用された者(以下「未受講の新任者」という。)に対する任用教養は、任用後速やかに実施できるよう事前に関係所属と調整を図ること。

3 教養の補完措置

(1) 未受講の新任者に対する補完措置

未受講の新任者については、任用教養を受講するまでの間、適正な留置管理業務を行わせるため、留置主任官又は実務指導員(以下「留置業務指導員」という。)による留置管理業務を行う上で最低限必要となる基本的な教養を実施するとともに、留置主任官が指名した巡査部長以上の留置担当官又は留置業務指導員による留置管理業務を行ながらの実地指導を継続的に実施すること。

(2) 再任用者に対する補完措置

過去に留置管理業務の経験があり、一定の期間を経た後、再度、在職中に留置担当官に任用された者(以下「再任用者」という。)に対しては、再任用後速やかに3(3)に規定する本部講習を受講することとするが、本部講習を受講するまでの間、3(1)の未受講の新任者に対する補完措置に準じた

補完措置を講じること。

(3) 本部講習

本部講習は、任用教養とは別に、教養責任者が必要に応じて実施する職場教養とし、その内容は受講対象者に応じて教養基準に準じたものとする。

(4) 未受講の現任者に対する補完措置

やむを得ない理由により任用教養を受講しないまま留置管理業務を継続している留置担当官(以下「未受講の現任者」という。)に対しては、できる限り早期に任用教養又は本部講習のいずれかを受講させること。

この場合において、安易に本部講習による教養にとどめることなく、本部講習に代えて任用教養の受講について積極的に検討すること。

(5) その他の補完措置

教養責任者は、巡回指導等において、未受講の新任者又は未受講の現任者若しくは再任用者に特に留意して被留置者事故の防止対策等に関する教養を行うこと。

4 報告

各都道府県警察において

- 任用教養等に関する訓令、通達等を定めたとき
- 全国警察において参考とすべき任用教養を実施したとき

は、当庁長官官房総務課留置管理室長に報告すること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成26年3月11日

(有効期間：平成31年3月31日)

別紙

留置担当官任用教養実施要領

1 教養の目的

留置担当官に任用予定の者(以下「任用予定者」という。)に対し、あらかじめ留置管理業務に関する必要な知識・技能を修得させ、適正な留置管理業務を行わせることを目的とする。

2 教養責任者

教養責任者は、警察本部の留置管理業務を主管する所属の長、留置管理官又は留置管理室長とする。

3 教養実施担当者

教養実施担当者は、留置管理業務に関し、豊富な知識と経験を有する、原則として警部補以上の階級にある警察官から、教養責任者が指定するものとする。

4 教養対象者

教養対象者は、巡査又は巡査部長の階級にある者で、原則として、任用予定者とする。ただし、警部補の階級にある任用予定者についても、各都道府県の実情に応じて教養対象者とすることができます。

5 教養方法

(1) 教養形式

教養の形式は、教養責任者が主宰する学校教養又は職場教養とする。

(2) 教養期間

教養の期間は、5日以上とする。

(3) 教養内容

教養の内容は、別表「留置担当官任用教養教授細目基準」によることとする。

(4) 教養実施時期

原則として、留置担当官に任用される前に実施することとする。ただし、諸般の事情により任用前に本教養を受講することなく新たに留置担当官に任用された者については、任用後速やかに本教養を受講させること。

別表

留置担当官任用教養教授細目基準

教 授 要 目	教 授 細 目	教 授 内 容
留置管理業務一般	留 置 管 理 業 務 総 論	留置管理業務の目的・内容、捜査との関連性
		代替収容制度の意義と必要性
		捜留の分離の趣旨及び運用上の留意事項
被留置者の処遇	留置管理業務関係法令等	刑事収容施設法・内閣府令、刑事訴訟法、刑事訴訟規則、被留置者の留置に関する規則、警察庁通達、都道府県警察の訓令等
	警察留置中の被疑者の処遇	留置及び釈放(移送)、身体検査、起居動作、物品の貸与等及び自弁、金品の取扱い、保健衛生及び医療上の措置、書籍等の閲覧、反則行為の禁止措置、弁護人の選任、面会(接見、差入れ)、信書の発受、不服申立ての処理等
	被 勾 留 者 の 処 遇	
	拘 禁 心 理	(部内又は部外講師)
	健 康 管 理	(")
看守(護送)勤務	そ の 他 (検事、弁護士、刑務官等)	(部 外 講 師)
	看 守 勤 務 要 領	基本的心構えと具体的勤務要領 特別要注意者、問題被留置者、外国人被留置者及び女性被留置者への対応要領
	護 送 勤 務 要 領	護送の態様と具体的護送要領
	被留置者事故等の防止	ゼミ方式による被留置者事故等の事例研究
	戒 具 の 使 用 要 領 等	使用要件及び使用方法、保護室への収容
	留 置 業 務 関 係 書 類	警察庁訓令で定める関係簿冊 都道府県警察本部訓令等で定める関係簿冊
その他の	簿 冊 等 の 作 成 要 領	刑事手続における各種令状その他の書類で留置業務に関連あるものの取扱い
	施 設 見 学	拘置所又は刑務所
		主要警察署の留置施設又は検察庁同行室、裁判所勾留尋問室等
	諸 行 事 等	検討会、教養効果測定
		入校式、修了式
		補充(訓育、職務倫理等)